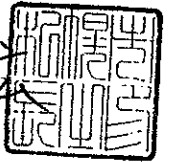


札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月10日

札幌市長

秋元克本



札幌市条例第 45号

札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例

第1条 札幌市立学校設置条例（昭和39年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表(4)高等学校の表中

「

市立札幌藻岩高等学校

札幌市南区川沿3条2丁目

」

を

「

市立札幌藻岩高等学校

札幌市南区川沿3条2丁目

市立札幌彩輝高等学校

札幌市南区川沿3条2丁目

」

に改める。

第2条 札幌市立学校設置条例の一部を次のように改正する。

別表(1)小学校の表中

「

札幌市立ノホ口の丘小学校

札幌市厚別区上野幌2条4丁目

札幌市立新札幌わかば小学校

札幌市厚別区厚別南7丁目

」

を

「

札幌市立ノホ口の丘小学校

札幌市厚別区上野幌2条4丁目

」

に改め、別表(2)中学校の表中

「

札幌市立もみじ台中学校

札幌市厚別区もみじ台西1丁目

札幌市立青葉中学校

札幌市厚別区青葉町10丁目

」

を

「

札幌市立もみじ台中学校

札幌市厚別区もみじ台西1丁目

」

に改め、別表(3)義務教育学校の表中

「

札幌市立義務教育学校福移学園

札幌市東区中沼町

」

を

「

札幌市立義務教育学校福移学園

札幌市東区中沼町

厚別南・青葉地区新設義務教育学校

札幌市厚別区厚別南7丁目

」

に改め、別表(4)高等学校の表中

「

市立札幌啓北商業高等学校

札幌市南区石山1条2丁目

市立札幌藻岩高等学校

札幌市南区川沿3条2丁目

市立札幌彩輝高等学校

札幌市南区川沿3条2丁目

」

を

「

市立札幌彩輝高等学校

札幌市南区川沿3条2丁目

」

に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和9年4月1日から、第2条の規定は令和11年4月1日から施行する。